

島本町景観条例（骨子）の検討（案）

景観条例は、現在策定に向け検討している景観計画とあわせて、景観法に基づき良好な景観形成に向けた町の施策を展開していくために必要な事項を定めるものです。

※景観条例は大きく3つの性格を持つ部分で構成されます。

- ① 町が景観形成に取り組むにあたっての基本的な姿勢を示す「基本条例」
- ② 町の景観施策の枠組みと町独自の景観施策を定める「自主条例」
- ③ 景観法の運用のために必要な事項を定める「景観法委任条例」

●前文 （町の景観の特性を踏まえた、良好な景観形成に向けた決意を示す。） 基本条例

●第1章 総則 （条例の目的や各主体の責務を規定する。） 基本条例

第1 目的

第2 責務

●第2章 良好な景観の形成に関する施策

（良好な景観の形成に向けて取り組むべき施策を規定する。） 自主条例

第1 景観計画の策定等

第2 景観上重要な資源の保全等

●第3章 景観法の施行のために必要な事項 （景観法の施行に関して、条例で定めなければならない手続き等の事項（委任事項）について規定する。）

委任条例

第1 届出対象行為

第2 届出対象から除外するその他の行為

景観法第16条第7項第11号では、行為の制限に関する届出及び勧告等の際して適用除外となる行為を条例で定めることとされている。

第3 事前協議

景観法には、事前協議に際しての規定は定められておらず、その手続きについて定める。

第4 完了届

景観法には、行為の完了に際しての規定は定められておらず、その手続きについて定める。

第5 勧告及び公表

景観法第16条第3項では、届出に係る行為が景観計画に定められた行為の制限に適合しないと認めるときは、その届出をした者に対し、設計の変更その他

の必要な措置をとることを勧告することができる旨を定めており、必要な事項を定める。

第6 変更命令

景観法第17条第1項では、町長は、良好な景観の形成のために必要があると認めるとき、景観計画に定められた形態意匠の制限に適合しないものをしようとする者又はした者に対し、必要な限度において、当該行為に関し設計の変更その他の必要な措置をとるよう変更命令を行うことを可能である旨を定めており、必要な事項を定める。

第7 特定届出対象行為

上記第6と同じく、変更命令の対象となる特定届出対象行為について条例で定めることとされており、必要な事項を定める。

●第4章 景観審議会 （町の良好な景観形成に関する重要な事項についての調査及び審議を行うための景観審議会について規定する。） 自主条例

第1 設置等

第2 組織

第3 会長及び副会長

第4 会議

第5 補足

●第5章 景観アドバイザー（町の良好な景観形成に関する助言等を行う景観アドバイザーの設置や、所掌事項について規定する。） 自主条例

●第6章 雑則 （第1～5章以外の条例の施行に関する必要な事項を規定する。）